

令和3年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

令和2年12月
厚生労働省



健康・医療

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕(P6)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

* ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充 〔所得税、法人税、法人住民税〕(P7)

研究開発税制(法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度)について、試験研究費の総額にかかる税額控除制度の見直し、控除税額の上限の上乗せ特例等の適用期限の2年延長、共同研究の相手方の確認に係る運用の改善等の措置を講ずる。

○ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等 〔所得税、法人税〕(P8)

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置について、対象機器の見直しや、全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促す措置を講じた上、制度の適用期限を2年延長する。

○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設 〔登録免許税〕(P9)

関係法令の改正を前提に、改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間の措置として、医療機関の開設者が、共同再編計画(仮称)に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減する措置を講ずる。

○ 社会医療法人の認定要件の特例的取扱い

〔所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税〕(P10)

救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加した後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる。

- **薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置**〔法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P11)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。

- **セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充**〔所得税、個人住民税〕(P12)
セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

＜検討事項＞

- **社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続**〔事業税〕(P13)
- **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続**〔事業税〕(P13)
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

子ども・子育て

- * ○ **子育て支援に要する費用に係る税制上の措置**〔所得税、個人住民税〕(P14)
地方自治体等(※)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)
- **産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設**〔消費税、地方消費税〕(P15)
母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。
- **児童扶養手当法の改正に伴う税制上の所要の措置**〔所得税、個人住民税〕(P16)
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の児童扶養手当法の児童扶養手当について、引き続き非課税措置、差押禁止措置等を講ずる。

セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

2. 改正内容

	項目	概要
1	5年間の延長	○ 本税制は平成29(2017)年から令和3(2021)年末までの時限措置である。 ○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、<u>令和4(2022)年から更に5年間の延長(2022年～2026年)</u>を行う。
2	税制対象医薬品の範囲拡大	○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、<u>税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。</u>(2022年分以後の所得税等に適用) ① 所要の経過措置(5年未満)を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、<u>医療費適正化効果が低いと認められるものを除外</u> ② <u>医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大(3薬効程度)</u> ○ <u>対象とする医薬品の具体的な範囲</u>については、今後、専門的な知見を活用して決定。
3	手続きの簡素化	○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類(定期健康診断の結果通知表等)の提出を求めている。 ○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合も<u>e-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする。</u>(2022年以後の確定申告から適用) ○ <u>e-Taxの場合も、レシート管理アプリ(スマートレシート等)との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。</u>(非税制改正事項)

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。12